告示

最低工賃の改正決定に関する公示

埼玉労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、埼玉県革靴製造業最低工賃（平成20年埼玉労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成23年３月31日　　埼玉労働局長　苧谷　秀信

埼玉県革靴製造業最低工賃

1　適用する家内労働者　埼玉県の区域内で革靴製造業に係る製甲又は底付けの業務に従事する家内労働者

2　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の業務欄、品目欄、規格欄及び工程欄の区分に応じ、１足につき、金額欄に掲げる金額

業務	品目		規格		工程	金額
			革の種類	型及びデザイン		
製甲	紳士靴		牛革の銀付き又はガラス張り	裏付き、外羽根、無飾り及びひも付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	622円
	婦人靴	パンプス		裏付き、無飾り及びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、えぐり折り込み部への補強テープの挿入、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	548円
		ショートブーツ		裏付き、ファスナー付き、はぎ付き（２か所に行うものに限る。）及びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、上縁の折り込み部への補強テープの挿入、ファスナー付け、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	981円
		サンダル	牛革の地生	裏付き、無飾り、前あき、縁折り、バックバンド及び美錠付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、裏付け、縁ミシン掛け、さらい、バンド穴あけ並びに美錠付け	472円
底付け（セメンテッド方式によるものに限る。）	紳士靴		牛革の銀付き又はガラス張り	裏付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ並びに本底張付け	528円
	婦人靴	パンプス		裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	585円
				裏付き、ヒール付き及びストム付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	677円
		ショートブーツ		裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	848円
		サンダル	牛革の地生		中底仮止め、つり込み、起毛、本底張付け及びヒール付け	472円

4　効力発生の日　平成23年４月30日

福井労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、福井県眼鏡製造業最低工賃（平成20年福井労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成23年３月31日　　福井労働局長　島谷　敏昭

福井県眼鏡製造業最低工賃

1　適用する家内労働者　福井県の区域内で眼鏡製造業に係る業務に従事する家内労働者

2　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の工程欄、部位欄及び材質欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

工程	部位	材質	金額
ねじ込み	丁番	金枠（洋白を除く）	１か所につき　３円50銭
	丁番を除く		１か所につき　３円
ろう付け	ブリッジ（山）とリム	洋白	１か所につき　13円
	ブレースバー（わたり）とリム		１か所につき　10円
	ち（智）とリム		１か所につき　11円
	よろいち（よろい智）とリム		１か所につき　13円
	パッド足とリム		１か所につき　10円
	丁番とテンプル		１か所につき　10円
粗磨き（自動機械によるものを除く）	テンプル	チタン	１本につき　６円

4　効力発生の日　平成23年５月１日